

返戻金制度について

東京ワン株式会社

被採用者が自己都合により入社後3ヶ月未満に求人先を退職した場合、東京ワン株式会社は退職時期に応じて、受領したコンサルティング料を、下記の表に従い求人先に返還します。

退職時期	返還するコンサルティング料
入社から1ヶ月未満	80%
入社から3ヶ月未満	50%
入社から6ヶ月未満	10%

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されません。また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で求人先において職務遂行経験があった場合であっても、上記の報酬返還は適用されません。

上記返戻金制度は、各求人者との取引において、変更する場合がございます。